



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月21日金曜日 第1898号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部を改正する規則.....	991
告 示	
保安林の指定.....	991
公有水面埋立免許の出願.....	991
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	992
開発行為に関する工事の完了.....	993
道路の位置の指定.....	993

公 告

平成18年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電用機

械損害共済事業の経営状況の公表.....	993
I C 免許証記載事項変更装置の借入れ.....	994

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	995
不在者投票のできる施設の指定.....	995

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部を改正する規則

愛媛県立歯科技術専門学校学則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学試験等)</p> <p>第12条 入学試験は、学科試験_____、面接試験及び書類審査とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の校長の推薦がある者については、学科試験の一部を免除することがある。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(入学試験等)</p> <p>第12条 入学試験は、学科試験、実技試験、面接試験及び書類審査とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の校長の推薦がある者については、学科試験の一部を免除することがある。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1511号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

宇和島市津島町増穂乙1202の2、乙1205の2、乙1212、乙1224の4、乙1228、乙1229、乙1240の1、乙1241から乙1243まで、乙1249の1、丁488の1、丁488の3、丁489の1、丁489の2、丁490、丁491の1、丁491の2、丁497から丁499まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1512号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」と

いう。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。
法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治
地方局建設部及び上島町役場において告示の日から起算して3週間
公衆の縦覧に供する。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代
表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210 番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番 5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番 6 から同町岩城4699番 2 前面道路
の地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1
点を結ぶ平成19年の春分の満潮位(D.L.+3.71メートル)
の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院
「長江」四等三角点)は、北緯34度16分24.3169秒、東経1
32度09分01.1950秒の地点

1点は、基点から真北23度54分34秒562.33メートルの地点

2点は、1点から真北76度01分42秒11.19メートルの地点

3点は、2点から真北166度00分53秒0.82メートルの地点

4点は、3点から真北76度01分36秒34.05メートルの地点

5点は、4点から真北165度22分45秒0.05メートルの地点

6点は、5点から真北76度01分32秒16.20メートルの地点

7点は、6点から真北165度57分50秒0.01メートルの地点

8点は、7点から真北76度01分47秒12.87メートルの地点

9点は、8点から真北166度01分31秒49.57メートルの地
点

10点は、9点から真北75度57分50秒0.01メートルの地点

11点は、10点から真北166度01分16秒48.68メートルの地
点

12点は、11点から真北256度01分35秒29.28メートルの地
点

13点は、12点から真北166度33分05秒0.05メートルの地点

14点は、13点から真北256度01分36秒44.85メートルの地
点

15点は、14点から真北166度01分53秒0.82メートルの地点

16点は、15点から真北256度01分32秒16.44メートルの地
点

ウ 面積

9,301.44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番 6 から同町岩城4960番 2 前面道路
の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA

点を結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院
「長江」四等三角点)は、北緯34度16分24.3169秒、東経1
33度09分01.1950秒の地点

A点は、基点から真北22度15分14秒500.39メートルの地点

B点は、A点から真北75度41分20秒48.76メートルの地点

C点は、B点から真北345度38分50秒49.89メートルの地
点

D点は、C点から真北76度01分34秒126.34メートルの地点

E点は、D点から真北166度01分35秒160.00メートルの地
点

F点は、E点から真北256度00分15秒116.76メートルの地
点

G点は、F点から真北340度52分40秒2.03メートルの地点

H点は、G点から真北318度21分51秒44.96メートルの地
点

I点は、H点から真北308度27分10秒34.85メートルの地
点

J点は、I点から真北318度47分50秒14.94メートルの地
点

ウ 面積

22,516.49平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成19年9月7日

○愛媛県告示第1513号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第
22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん
功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告
示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地の 5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町弓削上弓削 361 番から同1909番までの地先公有
水面

(2) 区域

次の5点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と5
点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+3.84メートル)
における陸と公有水面との境界線に囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削上弓削1904番1地先の護岸に設置さ
れた金属鉄)は、北緯34度16分41秒、東経133度12分37秒の地
点

5点は、基点から真北184度55分56秒197.35メートルの地点

6 点は、5 点から真北 348 度30分21秒6.76メートルの地点
 7 点は、6 点から真北 309 度32分21秒 13.39 メートルの地点
 8 点は、7 点から真北16度15分16秒 12.86 メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 106 度00分09秒4.50メートルの地点
 10 点は、9 点から真北16度04分51秒5.02メートルの地点
 11 点は、10 点から真北 286 度00分36秒4.50メートルの地点
 12 点は、11 点から真北16度06分30秒 30.98 メートルの地点
 13 点は、12 点から真北 106 度31分30秒1.01メートルの地点
 14 点は、13 点から真北16度13分01秒4.30メートルの地点

15 点は、14 点から真北 286 度31分35秒1.00メートルの地点
 16 点は、15 点から真北16度03分58秒 11.54 メートルの地点
 (3) 面積
 4,484.68平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成16年3月23日 愛媛県指令15港第337号
 4 しゅん功認可年月日
 平成19年9月21日

○愛媛県告示第1514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成19年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第29号 平成19年9月7日	伊予郡松前町大字北黒田字堅田492番18及び495番	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡
19松局建（開）第30号 平成19年9月7日	伊予市上三谷字川窪甲2602番1	伊予市下吾川628番地1 上田 喬之 上田 明美

○愛媛県告示第1515号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
 平成19年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
東温市横河原字前川1344番7
- 申請人の住所氏名
伊予郡松前町大字浜775番地1
株式会社コーシンコンストラクション
代表取締役 福柁 浩司
- 図面省略

公 告

○公 告

平成18年度財団法人道府県会館建物共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成18年度財団法人道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 建物共済事業の経営状況
 - 事業実績

加入都道府県（団体）数	47都道府県4団体
共済責任額	3,905,955,150千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	766,365千円

被災件数	1,048件
被災棟数	1,048棟
災害共済金	391,405千円
損害率	51.2パーセント
(2) 収支計算	
ア 収入	
共済基金分担金	766,880,710円
雑収入	317,187,328円
返還金収入	113,000,000円
繰入金収入	3,100,000円
前期繰越収支差額	541,579,855円
イ 支出	
事務費	58,785,750円
災害共済金	391,361,261円
返戻金	510,482円
災害見舞金	1,132,110円
助成金	756,180円
防災費	130,000円
諸支出金	214,374,672円
固定資産取得支出	0円
積立預金支出	452,670,000円
次期繰越収支差額	622,027,438円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	533,117,583円
エ 資産減少の部	
資産減少額	148,250,809円
当期正味財産減少額	384,866,774円
前期繰越正味財産額	21,662,502,190円
期末正味財産合計額	22,047,368,964円

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県(市)数	30都道府県1市
共済責任額	272,414,415千円
共済基金分担金	335,692千円
加入発電所数	332所
被災事故件数	12件
被災事故発電所数	12所
災害共済金	227,464千円
損害率	67.76パーセント

(2) 収支計算

ア 収 入

共済基金分担金	335,692,477円
雑収入	98,239,687円
前期繰越収支差額	122,987,716円

イ 支 出

事務費	12,911,488円
災害共済金	227,464,759円
災害見舞金	0円
調査費	873,550円
次期繰越収支差額	314,910,083円

ウ 資産増加の部

資産増加額	199,797,367円
-------	--------------

エ 資産減少の部

資産減少額	18,060,000円
当期正味財産増加額	181,737,367円
前期繰越正味財産額	6,478,492,716円
期末正味財産合計額	6,660,230,083円

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

・ I C 免許証記載事項変更装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

I C 免許証記載事項変更装置一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

(5) 借入場所

四国中央警察署ほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線 2234

- (2) 入札書の受領期限

平成19年10月31日(水)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成19年10月31日(水)午後1時30分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to change information of IC chip Driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 31 October, 2007
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2234

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,210,232
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,205
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,372

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,173	14,725
南宇和郡	22,667	7,556
松山市・上浮穴郡	425,869	137,645
今治市・越智郡	151,984	50,662
宇和島市・北宇和郡	89,218	29,740
八幡浜市・西宇和郡	44,805	14,935
新居浜市	103,235	34,412
西条市	94,093	31,365
大洲市・喜多郡	57,894	19,298
伊予市	32,975	10,992
四国中央市	77,023	25,675
西予市	38,005	12,669
東温市	28,291	9,431

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
有料老人ホーム	ラ・ナシカもりまつ	松山市森松町301-1
軽費老人ホーム	ケアハウス姫原	松山市姫原1-1656